

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第1区分

【発行日】平成28年8月18日(2016.8.18)

【公表番号】特表2015-535173(P2015-535173A)

【公表日】平成27年12月10日(2015.12.10)

【年通号数】公開・登録公報2015-077

【出願番号】特願2015-531225(P2015-531225)

【国際特許分類】

C 12 Q 1/68 (2006.01)

C 12 M 1/00 (2006.01)

C 12 M 1/34 (2006.01)

C 12 N 15/09 (2006.01)

【F I】

C 12 Q 1/68 Z

C 12 M 1/00 A

C 12 M 1/34 Z

C 12 N 15/00 A

【手続補正書】

【提出日】平成28年6月27日(2016.6.27)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

個人の識別を検証する方法であって、前記方法は：

プロセッサの支援により、前記個人の遺伝子シグネチャーを、記憶装置に保存されるあらかじめ採集された前記個人の遺伝子シグネチャーと比較することを含み、

前記遺伝子シグネチャーは、前記個人の生物学的サンプルを分析することにより得られ、前記個人からの生物学的サンプルの採集から、前記遺伝子シグネチャーの前記あらかじめ採集された遺伝子シグネチャーとの比較の完了までの時間が、24時間未満であり、および

前記遺伝子シグネチャーおよび前記あらかじめ採集された遺伝子シグネチャーの一一致が前記個人の識別を立証する方法。

【請求項2】

前記プロセッサおよび前記記憶装置は同じ機器の部分である、請求項1に記載の方法。

【請求項3】

前記プロセッサおよび前記記憶装置は同じ機器の部分ではない、請求項1に記載の方法。

【請求項4】

前記記憶装置が、クラウドコンピューティングに基づくインフラストラクチャーを有する、請求項1～3のいずれか1つに記載の方法。

【請求項5】

前記あらかじめ採集された遺伝子シグネチャーが、前記個人の少なくとも1つの医学的記録と関連付けられる、請求項1～4のいずれか1つに記載の方法。

【請求項6】

前記あらかじめ採集された遺伝子シグネチャーが、前記個人の少なくとも1つの財務的記録と関連付けられる、請求項1～4のいずれか1つに記載の方法。

**【請求項 7】**

前記個人の識別が以下の1つ以上を受け取るか、または提供するために検証される、請求項1～6のいずれか1つに記載の方法：ヘルスケア、銀行取引、大使館、電子商取引、私的なまたは公的な輸送サービス、建造物の警備、場所へのアクセス、または機器へのアクセス。

**【請求項 8】**

前記機器が生物学的サンプルとの1つ以上の化学反応を行うために構成される、請求項1～7のいずれか1つに記載の方法。

**【請求項 9】**

前記機器が、前記1つ以上の化学反応のために、前記サンプルを調製するために構成される、請求項1～8のいずれか1つに記載の方法。

**【請求項 10】**

前記機器が、前記サンプルを調製するためか、または前記化学反応を10%以下の変動係数で行うために構成される、請求項1～9のいずれか1つに記載の方法。

**【請求項 11】**

個人の識別を検証する方法であって、前記方法は：

プロセッサの支援により、前記個人の遺伝子シグネチャーを、記憶装置に保存されるあらかじめ採集された前記個人の遺伝子シグネチャーと比較すること、および

前記個人の動的生物学的シグネチャーを、記憶装置に保存されるあらかじめ採集された前記個人の動的生物学的シグネチャーと比較することを含み、

前記遺伝子シグネチャーおよび前記動的生物学的シグネチャーは、1つ以上のポイント・オブ・サービスの場所で提供された前記個人の生物学的サンプルを分析することにより得られ、および

前記遺伝子シグネチャーおよび前記あらかじめ採集された遺伝子シグネチャーの間の一致、および前記動的生物学的シグネチャーおよび前記あらかじめ採集された動的生物学的シグネチャーの間の変化の程度が、予測された軌跡内に該当する場合に、前記個人の識別が立証される方法。

**【請求項 12】**

前記動的生物学的シグネチャーが、プロテオーム・シグネチャーである、請求項1～1に記載の方法。

**【請求項 13】**

前記予測された軌跡が、前記動的生物学的シグネチャーの傾向の知識に基づいて決定される、請求項1～1または1～2に記載の方法。

**【請求項 14】**

前記予測された軌跡が1つ以上の予測モデルに基づいて決定される、請求項1～1～3のいずれか1つに記載の方法

**【請求項 15】**

前記予測モデルが前記個人からあらかじめ採集された動的生物学的シグネチャーデータを組み込む、請求項1～4に記載の方法。

**【請求項 16】**

複数の記録を集約する方法であって、前記方法は：

1人以上の被験者に関する1つ以上の記録を保存する第一の記憶装置を含む第一の記録システムを提供することを含み、個々の記録は、前記個々の被験者の少なくとも1つのタイプの個人情報に関連付けられる個々の被験者の遺伝子シグネチャーを含み；

1人以上の被験者に関する1つ以上の記録を含む第二の記憶装置を含む第二の記録システムを提供することを含み、個々の記録は、前記個々の被験者の少なくとも1つのタイプの個人情報に関連付けられる個々の被験者の遺伝子シグネチャーを含み；および

プロセッサを用いて、第一の記録システムの遺伝子シグネチャーおよび第二の記録システムの遺伝子シグネチャーを比較することを含み、前記第一の記録システムの遺伝子シグネチャーおよび前記第二の記録システムの遺伝子シグネチャーが同一であれば、前記第一お

および第二の記録システムを関連付け、それにより前記複数の記録を集約する方法。

【請求項 1 7】

前記個人情報が、前記個人の名前、誕生日、住所、電話番号、電子メールアドレス、医学的記録、財務的記録、または支払者記録の1つ以上を含む、請求項1 6に記載の方法。

【請求項 1 8】

前記遺伝子シグネチャーが、前記個人から収集された前記生物学的サンプルの、配列が決定された部分のハッシュを含む、請求項1 6または1 7に記載の方法。

【請求項 1 9】

個々の被験者の記録のための一意的識別子を有するデータレポジトリを作成する方法であつて、前記方法は：

プロセッサを用いて、被験者の遺伝子シグネチャーを被験者の少なくとも1つの記録と関連付けることを含み、前記遺伝子シグネチャーは前記被験者の一意的識別子であり、および前記遺伝子シグネチャーは(i)少なくとも1つの被験者の核酸分子を含む生物学的サンプルを取得すること、および(ii)前記少なくとも1つの核酸分子から遺伝子シグネチャー生成することにより得られ、前記遺伝子シグネチャーは、前記被験者の識別を示す；

前記遺伝子シグネチャーおよび前記記録を1つ以上のデータベースに保存することを含み；および

前記遺伝子シグネチャーを、前記1つ以上のデータレポジトリ中の記録へのアクセスを提供する索引として使用することを含む方法。

【請求項 2 0】

前記記録が医学的記録であり、および前記データレポジトリが、ヘルスケアシステムにおいて利用される、請求項1 9に記載の方法。

【請求項 2 1】

前記記録が財務的記録であり、および前記データレポジトリが、銀行取引において利用される、請求項1 9に記載の方法。

【請求項 2 2】

個人の識別を検証するためのシステムであつて、前記システムは：

前記個人のあらかじめ採集された遺伝子シグネチャーを保存するために構成された記憶装置；および

前記個人の遺伝子シグネチャーをあらかじめ採集された遺伝子シグネチャーと比較するために構成されたプロセッサを含み；

前記遺伝子シグネチャーは、前記個人の生物学的サンプルを分析することにより得られ、前記個人からの生物学的サンプルの採集から、前記遺伝子シグネチャーの前記あらかじめ採集された遺伝子シグネチャーとの比較の完了までの時間が、24時間未満であり、および

前記遺伝子シグネチャーおよび前記あらかじめ採集された遺伝子シグネチャーの一一致が前記個人の識別を立証するシステム。

【請求項 2 3】

前記プロセッサおよび前記記憶装置は同じ機器の部分である、請求項2 2に記載のシステム。

【請求項 2 4】

前記プロセッサおよび前記記憶装置は同じ機器の部分ではない、請求項2 2に記載のシステム。

【請求項 2 5】

前記記憶装置が、クラウドコンピューティングに基づくインフラストラクチャーを有する、請求項2 2～2 4のいずれか1つに記載の方法。

【請求項 2 6】

前記あらかじめ採集された遺伝子シグネチャーが、前記個人の少なくとも1つの医学的記録と関連付けられる、請求項2 2～2 5のいずれか1つに記載の方法。

**【請求項 27】**

前記あらかじめ採集された遺伝子シグネチャーが、前記個人の少なくとも1つの財務的記録と関連付けられる、請求項22～25のいずれか1つに記載の方法。

**【請求項 28】**

前記個人の識別が以下の1つ以上を受け取るか、または提供するために検証される、請求項22～27のいずれか1つに記載のシステム：ヘルスケア、銀行取引、大使館、電子商取引、私的なまたは公的な輸送サービス、建造物の警備、場所へのアクセス、または機器へのアクセス。

**【請求項 29】**

個々の被験者の記録に対する一意的識別子を有するデータレポジトリを生成するシステムであって、前記システムは：

少なくとも1つの核酸分子から遺伝子シグネチャーを生成するために構成されたシグネチャー生成器を含み、前記遺伝子シグネチャーは、前記被験者の識別を示し；

前記遺伝子シグネチャーを被験者の少なくとも1つの記録と関連付けるために構成されたプロセッサを含み；

前記遺伝子シグネチャーは前記被験者の一意的識別子であり；および

前記遺伝子シグネチャーおよび前記記録を保存するために構成された、1つ以上のデータベースを含み、前記遺伝子シグネチャーが、前記1つ以上のデータベースにおいて、前記記録の索引であるシステム。

**【請求項 30】**

被験者の、少なくとも1つの核酸分子を含むことが疑われる、生物学的サンプルを得るために構成されたサンプル収集ユニットを更に含む、請求項29に記載のシステム。

**【請求項 31】**

前記記録が、医学的記録であり、および前記データレポジトリが、ヘルスケアシステムにおいて用いられる、請求項29または30に記載のシステム。

**【請求項 32】**

前記記録が財務的記録であり、および前記データレポジトリが、銀行取引において利用される、請求項29または30に記載のシステム。

**【請求項 33】**

個々の被験者の医学的記録のためのデータレポジトリを生成するための方法を実行するための、機械により実行可能なコードを含む、有形のコンピュータ可読媒体であって、前記方法は：

プロセッサを用いて、被験者の遺伝子シグネチャーを被験者の少なくとも1つの記録と関連付けすることを含み、前記遺伝子シグネチャーは（i）少なくとも1つの被験者の核酸分子を含む生物学的サンプルを取得すること、および（ii）前記少なくとも1つの核酸分子から、遺伝子シグネチャーを生成させることにより取得され、前記遺伝子シグネチャーは前記被験者の識別を示し；および

個々の被験者の記録のためのデータレポジトリを作成するために、前記遺伝子シグネチャーおよび前記記録を1つ以上のデータベースに保存することを含む方法。

**【請求項 34】**

前記記録が医学的または財務的施設の記録である、請求項33に記載の有形のコンピュータ可読媒体。

**【請求項 35】**

前記遺伝子シグネチャーが、前記生物学的サンプルの配列が決定された部分のハッシュを含む、請求項33または34に記載の有形のコンピュータ可読媒体。

**【請求項 36】**

前記被験者の記録が、前記被験者の名前、誕生日、住所、電話番号、電子メールアドレス、検体レベル、財務的記録、または支払者記録の1つ以上を含む、請求項33～35のいずれか1つに記載の、有形のコンピュータ可読媒体。

**【請求項 37】**

前記1つ以上のデータベースが、クラウドコンピューティングに基づくインフラストラクチャーを有する、請求項33～36のいずれか1つに記載の、有形のコンピュータ可読媒体。

【請求項38】

前記1つ以上のデータベースが、前記遺伝子シグネチャーを前記少なくとも1つの医学的記録に対して一意的識別子として用いる、請求項33～37のいずれか1つに記載の、有形のコンピュータ可読媒体。

【請求項39】

前記少なくとも1つの医学的記録が前記被験者のプロテオーム情報である、請求項38に記載の、有形のコンピュータ可読媒体。

【請求項40】

前記1つ以上のデータベースが、前記遺伝子シグネチャーを前記少なくとも1つの財務的施設の記録に対して一意的識別子として用いる、請求項33～37のいずれか1つに記載の、有形のコンピュータ可読媒体。

【請求項41】

個人の識別を検証するための方法を実行するための、機械により実行可能なコードを含む、有形のコンピュータ可読媒体であって、前記方法は：

プロセッサの支援により、

前記個人の遺伝子シグネチャーを、記憶装置に保存される前記個人のあらかじめ採集された遺伝子シグネチャーと比較すること、および

前記個人のプロテオーム・シグネチャーを、記憶装置に保存される前記個人のあらかじめ採集されたプロテオーム・シグネチャーと比較することを含み、

前記遺伝子シグネチャーおよび前記プロテオーム・シグネチャーは、1つ以上のポイント・オブ・サービスの場所で提供された前記個人の生物学的サンプルを分析することにより得られ、

前記遺伝子シグネチャーおよび前記あらかじめ採集された遺伝子シグネチャーの間の一致、および

前記プロテオーム・シグネチャーおよび前記あらかじめ採集されたプロテオーム・シグネチャーの間の変化の程度が、許容範囲に該当する場合に、前記個人の識別が立証される方法。

【請求項42】

複数の記録を集約するための方法を実行する、機械により実行可能なコードを含む、有形のコンピュータ可読媒体であって、前記方法は：

1人以上の被験者に関する1つ以上の個人の記録を保存する第一の記憶装置を含む第一の記録システムを提供すること含み、個々の記録は、前記個々の被験者の少なくとも1つのタイプの個人情報に関連付けられる個々の被験者の遺伝子シグネチャーを含み；

1人以上の被験者に関する1つ以上の記録を含む第二の記憶装置を含む第二の記録システムを提供すること含み、個々の記録は、前記個々の被験者の少なくとも1つのタイプの個人情報に関連付けられる個々の被験者の遺伝子シグネチャーを含み；および

プロセッサを用いて、前記第一の記録システムの遺伝子シグネチャーおよび前記第二の記録システムの遺伝子シグネチャーを比較することを含み、

前記第一の記録システムの遺伝子シグネチャーおよび前記第二の記録システムの遺伝子シグネチャーが同一であれば、前記プロセッサが、前記第一および第二の記録システムの記録を関連付け、それにより前記複数の記録を集約する方法。

【請求項43】

前記個人情報が、前記個人の名前、誕生日、住所、電話番号、電子メールアドレス、医学的記録、財務的記録または支払者記録の1つ以上のを含む、請求項42に記載の有形のコンピュータ可読媒体

【請求項44】

前記遺伝子シグネチャーが、前記生物学的サンプルの配列が決定された部分のハッシュを

含む、請求項4\_2または4\_3に記載の有形のコンピュータ可読媒体。

【請求項4\_5】

個々の被験者の記録を有する一意的識別子を有するデータレポジトリを作成する方法を実行するための機械により実行可能なコードを含む有形のコンピュータ可読媒体であって、前記方法は：

プロセッサを用いて、被験者の遺伝子シグネチャーを被験者の少なくとも1つの記録と関連付けることを含み、前記遺伝子シグネチャーは前記被験者の一意的識別子であり、および前記遺伝子シグネチャーは(i)少なくとも1つの被験者の核酸分子を含む生物学的サンプルを取得すること、および(ii)前記少なくとも1つの核酸分子から遺伝子シグネチャー生成することにより得られ、前記遺伝子シグネチャーは、前記被験者の識別を示し；

前記遺伝子シグネチャーおよび前記記録を1つ以上のデータベースに保存することを含み；および

前記遺伝子シグネチャーを、前記1つ以上のデータレポジトリ中の記録へのアクセスを提供する索引として使用することを含む方法。

【請求項4\_6】

前記記録が、医学的記録であり、および前記データレポジトリが、ヘルスケアシステムで利用される、請求項4\_5に記載の有形のコンピュータ可読媒体。

【請求項4\_7】

前記記録が、財務的記録であり、および前記データレポジトリが、銀行取引システムで利用される、請求項4\_5に記載の有形のコンピュータ可読媒体。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0092

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0092】

(参照による組み込み)

本明細書において言及される、全ての刊行物、特許および特許出願は、個々の刊行物、特許および特許出願のそれぞれが、参照により組み込まれるために、あたかも明確に、および個々に参照により示されるのと同程度に、参照により本明細書に組み込まれる。

本発明の実施形態において、例えば以下の項目が提供される。

(項目1)

個々の被験者の記録のためのデータレポジトリを作成する方法であって、前記方法は：

プロセッサを用いて、被験者の遺伝子シグネチャーを被験者の少なくとも1つの記録と関連付けることを含み、前記遺伝子シグネチャーは(i)少なくとも1つの被験者の核酸分子を含む生物学的サンプルを取得すること、および(ii)遺伝子シグネチャーは、前記少なくとも1つの核酸分子から生成することにより得られ、前記遺伝子シグネチャーは、前記被験者の識別を示し；および

個々の被験者の記録のためのデータレポジトリを作成するために、前記遺伝子シグネチャーおよび前記記録を1つ以上のデータベース内に保存することを含む方法。

(項目2)

前記記録が、医学的または財務的施設の記録である、項目1に記載の方法。

(項目3)

前記生物学的サンプルが、指先穿刺、ランセット、拭い取り、または呼吸気捕捉により取得され得る、項目1または2に記載の方法。

(項目4)

前記生物学的サンプルが、以下のものから成る群から選ばれる少なくとも1つの物質を含む、項目1～3のいずれか1つに記載の方法：血液、血清、唾液、尿、胃液、涙、便、精液、膿液、腫瘍性組織から誘導された間質液、眼液、汗、粘液、耳垢、脂、腺分泌物、毛

髪、指の爪、皮膚、脊髄液、血漿、鼻の拭い取りまたは鼻咽頭洗液、脊髄液、脳脊髄液、組織、咽喉拭い取り、呼吸気、生検、胎盤液、羊水、臍帯血、リンパ液、体腔液、痰、膿、微生物叢、胎便、母乳、およびそれらの任意の組み合わせ。

(項目5)

前記生物学的サンプルが、サンプル処理機器のサンプル収集ユニットを介して取得される、項目1～4のいずれか1つに記載の方法。

(項目6)

前記少なくとも1つの核酸分子の核酸増幅を、前記サンプル処理機器上で遂行することを更に含む、項目5に記載の方法。

(項目7)

前記サンプル処理機器が、前記遺伝子シグネチャーを生成する、項目5または6に記載の方法。

(項目8)

前記遺伝子シグネチャーが、前記機器とは異なる場所にある、外部機器により生成される、項目5または6に記載の方法。

(項目9)

前記生物学的サンプルが、ポイント・オブ・サービスの場所で取得される、項目1～8のいずれか1つに記載の方法。

(項目10)

前記遺伝子シグネチャーが、前記生物学的サンプルの配列が決定された部分のハッシュを含む、項目1～9のいずれか1つに記載の方法。

(項目11)

前記被験者の記録が、前記被験者の名前、誕生日、住所、電話番号、電子メールアドレス、検体レベル、財務的記録、または支払者記録の1つ以上を含む、項目1～10のいずれか1つに記載の方法。

(項目12)

前記1つ以上のデータベースが、クラウドコンピューティングに基づくインフラストラクチャーを有する、項目1～11のいずれか1つに記載の方法。

(項目13)

前記1つ以上のデータベースが、少なくとも1つの医学的記録について、前記遺伝子シグネチャーを一意的識別子として用いる、項目1～12のいずれか1つに記載の方法。

(項目14)

前記少なくとも1つの医学的記録が、前記被験者のプロテオーム情報である、項目13に記載の方法。

(項目15)

前記1つ以上のデータベースが、少なくとも1つの財務的施設の記録について、前記遺伝子シグネチャーを一意的識別子として用いる、項目1～12のいずれか1つに記載の方法。

。

(項目16)

個人の識別を検証する方法であって、前記方法は：

プロセッサの支援により、前記個人の遺伝子シグネチャーを、記憶装置に保存されるあらかじめ採集された前記個人の遺伝子シグネチャーと比較することを含み、

前記遺伝子シグネチャーは、ポイント・オブ・サービスの場所で提供された前記個人の生物学的サンプルを分析することにより得られ、

前記ポイント・オブ・サービスの場所は、前記個人からの生物学的サンプルを受け取るために、および前記遺伝子シグネチャーを產生するためにサンプルを処理するために構成されたサンプル処理機器を含み、

前記遺伝子シグネチャーおよび前記あらかじめ採集された遺伝子シグネチャーの一致が前記個人の識別を立証する方法。

(項目17)

前記プロセッサおよび前記記憶装置は同じ機器の部分である、項目16に記載の方法。

(項目18)

前記プロセッサおよび前記記憶装置が同じ機器の部分ではない、項目16に記載の方法。

(項目19)

前記記憶装置が、クラウドコンピューティングに基づくインフラストラクチャーを有する、項目16～18のいずれか1つに記載の方法。

(項目20)

前記あらかじめ採集された遺伝子シグネチャーが、前記個人の少なくとも1つの医学的記録と関連付けられる、項目16～19のいずれか1つに記載の方法。

(項目21)

前記あらかじめ採集された遺伝子シグネチャーが、前記個人の少なくとも1つの財務的記録と関連付けられる、項目16～19のいずれか1つに記載の方法。

(項目22)

前記個人の識別が以下の1つ以上を受け取るか、または提供するために検証される、項目16～21のいずれか1つに記載の方法：ヘルスケア、銀行取引、大使館、電子商取引、私的なまたは公的な輸送サービス、建造物の警備、場所へのアクセス、または機器へのアクセス。

(項目23)

前記機器が、生物学的サンプルとの1つ以上の化学反応を行うために構成される、項目16～22のいずれか1つに記載の方法。

(項目24)

前記機器が、前記1つ以上の化学反応のために、前記サンプルを調製するために構成される、項目16～23のいずれか1つに記載の方法。

(項目25)

前記機器が、10%以下の変動係数で、前記1つ以上の化学反応を行うために、前記サンプルを調製するために構成される、項目16～24のいずれか1つに記載の方法。

(項目26)

個人の識別を検証する方法であって、前記方法は：

プロセッサの支援により、前記個人の遺伝子シグネチャーを、記憶装置に保存されるあらかじめ採集された前記個人の遺伝子シグネチャーと比較することを含み、

前記遺伝子シグネチャーは、前記個人の生物学的サンプルを分析することにより得られ、前記個人からの生物学的サンプルの採集から、前記遺伝子シグネチャーの前記あらかじめ採集された遺伝子シグネチャーとの比較の完了までの時間が、24時間未満であり、および

前記遺伝子シグネチャーおよび前記あらかじめ採集された遺伝子シグネチャーの一一致が前記個人の識別を立証する方法。

(項目27)

前記プロセッサおよび前記記憶装置は同じ機器の部分である、項目26に記載の方法。

(項目28)

前記プロセッサおよび前記記憶装置は同じ機器の部分ではない、項目26に記載の方法。

(項目29)

前記記憶装置が、クラウドコンピューティングに基づくインフラストラクチャーを有する、項目26～28のいずれか1つに記載の方法。

(項目30)

前記あらかじめ採集された遺伝子シグネチャーが、前記個人の少なくとも1つの医学的記録と関連付けられる、項目26～29のいずれか1つに記載の方法。

(項目31)

前記あらかじめ採集された遺伝子シグネチャーが、前記個人の少なくとも1つの財務的記録と関連付けられる、項目26～29のいずれか1つに記載の方法。

(項目32)

前記個人の識別が以下の1つ以上を受け取るか、または提供するために検証される、項目26～31のいずれか1つに記載の方法：ヘルスケア、銀行取引、大使館、電子商取引、私的なまたは公的な輸送サービス、建造物の警備、場所へのアクセス、または機器へのアクセス。

(項目33)

前記機器が生物学的サンプルとの1つ以上の化学反応を行うために構成される、項目26～32のいずれか1つに記載の方法。

(項目34)

前記機器が、前記1つ以上の化学反応のために、前記サンプルを調製するために構成される、項目26～33のいずれか1つに記載の方法。

(項目35)

前記機器が、前記サンプルを調製するためか、または前記化学反応を10%以下の変動係数で行うために構成される、項目26～34のいずれか1つに記載の方法。

(項目36)

個人の遺伝子シグネチャーを医学的記録と関連付ける方法であって、前記方法は：プロセッサの支援により、前記個人の遺伝子シグネチャーを、記憶装置に保存されるあらかじめ採集された前記個人の遺伝子シグネチャーと比較することを含み、

前記遺伝子シグネチャーは、ポイント・オブ・サービスの場所で提供された前記個人の生物学的サンプルを分析することにより得られ、

前記遺伝子シグネチャーおよび前記あらかじめ採集された遺伝子シグネチャーの一一致により前記個人の識別が立証され、

前記あらかじめ採集された遺伝子シグネチャーは、それに関連付けられた1つ以上の医学的記録を有し、及び、

前記個人の識別が、前記遺伝子シグネチャーと前記1つ以上の医学的記録を関連付けることを許容する方法。

(項目37)

前記1つ以上の医学的記録が、臨床検査試験結果である、項目36に記載の方法。

(項目38)

個人に安全な場所または機器へのアクセスを提供する方法であって、前記方法は：プロセッサの支援により、前記個人の遺伝子シグネチャーを、記憶装置に保存されるあらかじめ採集された前記個人の遺伝子シグネチャーと比較することを含み、

前記遺伝子シグネチャーは、ポイント・オブ・サービスの場所で提供された前記個人の生物学的サンプルを分析することにより得られ、

前記遺伝子シグネチャーおよび前記あらかじめ採集された遺伝子シグネチャーの一一致により前記個人の識別が立証され、および前記個人の立証された識別が、前記安全な場所または機器へのアクセスが許容された、1つ以上の識別の群に該当する場合に、前記個人に安全な場所または機器へのアクセスが提供される方法。

(項目39)

個人の識別を検証する方法であって、前記方法は：

プロセッサの支援により、前記個人の遺伝子シグネチャーを、記憶装置に保存されるあらかじめ採集された前記個人の遺伝子シグネチャーと比較すること、および

前記個人の動的生物学的シグネチャーを、記憶装置に保存されるあらかじめ採集された前記個人の動的生物学的シグネチャーと比較することを含み、

前記遺伝子シグネチャーおよび前記動的生物学的シグネチャーは、1つ以上のポイント・オブ・サービスの場所で提供された前記個人の生物学的サンプルを分析することにより得られ、および

前記遺伝子シグネチャーおよび前記あらかじめ採集された遺伝子シグネチャーの間の一一致、および前記動的生物学的シグネチャーおよび前記あらかじめ採集された動的生物学的シグネチャーの間の変化の程度が、予測された軌跡内に該当する場合に、前記個人の識別が

立証される方法。

(項目40)

前記動的生物学的シグネチャーが、プロテオーム・シグネチャーである、項目39に記載の方法。

(項目41)

前記予測された軌跡が、前記動的生物学的シグネチャーの傾向の知識に基づいて決定される、項目39または40に記載の方法。

(項目42)

前記予測された軌跡が1つ以上の予測モデルに基づいて決定される、項目39～41のいずれか1つに記載の方法

(項目43)

前記予測モデルが前記個人からあらかじめ採集された動的生物学的シグネチャーデータを組み込む、項目42に記載の方法。

(項目44)

複数の記録を集約する方法であって、前記方法は：

1人以上の被験者に関する1つ以上の記録を保存する第一の記憶装置を含む第一の記録システムを提供することを含み、個々の記録は、前記個々の被験者の少なくとも1つのタイプの個人情報に関連付けられる個々の被験者の遺伝子シグネチャーを含み；

1人以上の被験者に関する1つ以上の記録を含む第二の記憶装置を含む第二の記録システムを提供することを含み、個々の記録は、前記個々の被験者の少なくとも1つのタイプの個人情報に関連付けられる個々の被験者の遺伝子シグネチャーを含み；および

プロセッサを用いて、第一の記録システムの遺伝子シグネチャーおよび第二の記録システムの遺伝子シグネチャーを比較することを含み、前記第一の記録システムの遺伝子シグネチャーおよび前記第二の記録システムの遺伝子シグネチャーが同一であれば、前記第一および第二の記録システムを関連付け、それにより前記複数の記録を集約する方法。

(項目45)

前記個人情報が、前記個人の名前、誕生日、住所、電話番号、電子メールアドレス、医学的記録、財務的記録、または支払者記録の1つ以上を含む、項目44に記載の方法。

(項目46)

前記遺伝子シグネチャーが、前記個人から収集された前記生物学的サンプルの、配列が決定された部分のハッシュを含む、項目44または45に記載の方法。

(項目47)

個々の被験者の記録のための一意的識別子を有するデータレポジトリを作成する方法であって、前記方法は：

プロセッサを用いて、被験者の遺伝子シグネチャーを被験者の少なくとも1つの記録と関連付けることを含み、前記遺伝子シグネチャーは前記被験者の一意的識別子であり、および前記遺伝子シグネチャーは(i)少なくとも1つの被験者の核酸分子を含む生物学的サンプルを取得すること、および(ii)前記少なくとも1つの核酸分子から遺伝子シグネチャー生成することにより得られ、前記遺伝子シグネチャーは、前記被験者の識別を示し；

前記遺伝子シグネチャーおよび前記記録を1つ以上のデータベースに保存することを含み；および

前記遺伝子シグネチャーを、前記1つ以上のデータレポジトリ中の記録へのアクセスを提供する索引として使用することを含む方法。

(項目48)

前記記録が医学的記録であり、および前記データレポジトリが、ヘルスケアシステムにおいて利用される、項目47に記載の方法。

(項目49)

前記記録が財務的記録であり、および前記データレポジトリが、銀行取引において利用される、項目47に記載の方法。

(項目50)

個々の被験者の記録のためのデータレポジトリを作成するシステムであって、前記システムは：

被験者の少なくとも1つの核酸分子を含むことが疑われる生物学的サンプルを得るために構成されたサンプル収集ユニット；

少なくとも1つの核酸分子から遺伝子シグネチャーを生成するために構成された、シグネチャー生成器を含み、前記遺伝子シグネチャーは前記被験者の識別を示し；

前記遺伝子シグネチャーを被験者の少なくとも1つの記録と関連付けるために構成されたプロセッサ；および

前記遺伝子シグネチャーおよび前記記録を保存するために構成された、1つ以上のデータベースを含むシステム。

(項目51)

前記記録が、医学的または財務的施設の記録である、項目50に記載のシステム。

(項目52)

前記生物学的サンプルが、指先穿刺、ランセット、拭い取り、または呼吸気捕捉により得られる、項目50または51に記載のシステム。

(項目53)

前記生物学的サンプルが、以下のものから成る群から選ばれる少なくとも1つの物質を含む、項目50～52のいずれか1つに記載のシステム：血液、血清、唾液、尿、胃液、涙、便、精液、膿液、腫瘍性組織から誘導された間質液、眼液、汗、粘液、耳垢、脂、腺分泌物、毛髪、指の爪、皮膚、脊髄液、血漿、鼻の拭い取りまたは鼻咽頭洗液、脊髄液、脳脊髄液、組織、咽喉拭い取り、呼吸気、生検、胎盤液、羊水、臍帯血、リンパ液、体腔液、痰、膿、微生物叢、胎便、母乳、およびそれらの任意の組み合わせ。

(項目54)

前記システムが、前記機器上で前記生物学的サンプルの核酸增幅を行うために構成された機器を更に含み、および前記サンプル収集ユニットが、前記機器と一体である、項目50～53のいずれか1つに記載のシステム。

(項目55)

前記システムが、前記機器上で前記生物学的サンプルの核酸增幅を行うために構成された機器を更に含み、および前記サンプル収集ユニットが、前記機器と一体ではない、項目50～54のいずれか1つに記載のシステム。

(項目56)

前記サンプル収集ユニットおよび前記信号生成器が同じ機器の部分である、項目50～55のいずれか1つに記載のシステム。

(項目57)

前記サンプル収集ユニットおよび前記信号生成器が同じ機器の部分ではない、項目50～56のいずれか1つに記載のシステム。

(項目58)

前記遺伝子シグネチャーが、前記生物学的サンプルの配列が決定された部分のハッシュを含む、項目50～57のいずれか1つに記載のシステム。

(項目59)

前記被験者の記録が、前記被験者の名前、誕生日、住所、電話番号、電子メールアドレス、検体レベル、財務的記録、または支払者記録の1つ以上を含む、項目50～58のいずれか1つに記載のシステム。

(項目60)

前記1つ以上のデータベースが、クラウドコンピューティングに基づく

前記1つ以上のデータベースが、前記遺伝子シグネチャーを前記記録に対する一意的識別子として用いる、項目58～60のいずれか1つに記載のシステム。

(項目62)

前記少なくとも1つの記録が、前記被験者のプロテオーム情報である、項目58～61の

いずれか 1 つに記載のシステム。

(項目 6 3 )

個人の識別を検証するためのシステムであって、前記システムは：

前記個人からの生物学的サンプルを受け取るために構成されたサンプル処理機器；

前記個人のあらかじめ採集された遺伝子シグネチャーを保存するために構成された記憶装置；

前記個人の遺伝子シグネチャーをあらかじめ採集された遺伝子シグネチャーと比較するために構成されたプロセッサ；

被験者の少なくとも 1 つの核酸分子を含むことが疑われる生物学的サンプルを得るために構成されたサンプル収集ユニット；および

前記少なくとも 1 つの核酸分子から遺伝子シグネチャーを生成するために構成されたシグネチャー生成器を含み、前記遺伝子シグネチャーが前記被験者の識別を示し；

前記遺伝子シグネチャーは、ポイント・オブ・サービスの場所で提供された前記個人の生物学的サンプルを分析することにより得られ、

前記ポイント・オブ・サービスの場所は、前記個人からの生物学的サンプルを受け取るために、および前記遺伝子シグネチャーを発生させるために、前記サンプルを処理するために構成されたサンプル処理機器を含み、および

前記遺伝子シグネチャーおよび前記あらかじめ採集された遺伝子シグネチャーの一一致が前記個人の識別を立証するシステム。

(項目 6 4 )

前記プロセッサおよび前記記憶装置は同じ機器の部分である、項目 6 3 に記載のシステム。

。

(項目 6 5 )

前記プロセッサおよび前記記憶装置は同じ機器の部分ではない、項目 6 4 に記載のシステム。

(項目 6 6 )

前記記憶装置が、クラウドコンピューティングに基づくインフラストラクチャーを有する、項目 6 3 ~ 6 5 のいずれか 1 つに記載の方法。

(項目 6 7 )

前記あらかじめ採集された遺伝子シグネチャーが、前記個人の少なくとも 1 つの医学的記録と関連付けられる、項目 6 3 ~ 6 6 のいずれか 1 つに記載の方法。

(項目 6 8 )

前記あらかじめ採集された遺伝子シグネチャーが、前記個人の少なくとも 1 つの財務的記録と関連付けられる、項目 6 3 ~ 6 7 のいずれか 1 つに記載の方法。

(項目 6 9 )

前記個人の識別が以下の 1 つ以上を受け取るか、または提供するために検証される、項目 6 3 ~ 6 8 のいずれか 1 つに記載のシステム：ヘルスケア、銀行取引、大使館、電子商取引、私的なまたは公的な輸送サービス、建造物の警備、場所へのアクセス、または機器へのアクセス。

(項目 7 0 )

前記システムが、生物学的サンプルとの 1 つ以上の化学反応を行うために構成される、項目 6 3 ~ 6 9 のいずれか 1 つに記載の方法。

(項目 7 1 )

前記システムが、前記 1 つ以上の化学反応のために、前記サンプルを調製するために構成される、項目 6 3 ~ 7 0 のいずれか 1 つに記載の方法。

(項目 7 2 )

前記システムが、前記サンプルを調製するためか、または前記化学反応を 10 % 以下の変動係数で行うために構成される、項目 6 3 ~ 7 1 のいずれか 1 つに記載の方法。

(項目 7 3 )

個人の識別を検証するためのシステムであって、前記システムは：

前記個人のあらかじめ採集された遺伝子シグネチャーを保存するために構成された記憶装置；および

前記個人の遺伝子シグネチャーをあらかじめ採集された遺伝子シグネチャーと比較するために構成されたプロセッサを含み；

前記遺伝子シグネチャーは、前記個人の生物学的サンプルを分析することにより得られ、前記個人からの生物学的サンプルの採集から、前記遺伝子シグネチャーの前記あらかじめ採集された遺伝子シグネチャーとの比較の完了までの時間が、24時間未満であり、

および

前記遺伝子シグネチャーおよび前記あらかじめ採集された遺伝子シグネチャーの一一致が前記個人の識別を立証するシステム。

(項目74)

前記プロセッサおよび前記記憶装置は同じ機器の部分である、項目73に記載のシステム。

(項目75)

前記プロセッサおよび前記記憶装置は同じ機器の部分ではない、項目73に記載のシステム。

(項目76)

前記記憶装置が、クラウドコンピューティングに基づくインフラストラクチャーを有する、項目73～75のいずれか1つに記載の方法。

(項目77)

前記あらかじめ採集された遺伝子シグネチャーが、前記個人の少なくとも1つの医学的記録と関連付けられる、項目73～76のいずれか1つに記載の方法。

(項目78)

前記あらかじめ採集された遺伝子シグネチャーが、前記個人の少なくとも1つの財務的記録と関連付けられる、項目73～76のいずれか1つに記載の方法。

(項目79)

前記個人の識別が以下の1つ以上を受け取るか、または提供するために検証される、項目73～78のいずれか1つに記載のシステム：ヘルスケア、銀行取引、大使館、電子商取引、私的なまたは公的な輸送サービス、建造物の警備、場所へのアクセス、または機器へのアクセス。

(項目80)

個人の遺伝子シグネチャーを医学的記録と関連付けるシステムであって、前記システムは：

前記個人のあらかじめ採集された遺伝子シグネチャーを保存するために構成された記憶装置；および

前記個人の遺伝子シグネチャーを、記憶装置に保存されるあらかじめ採集された前記個人の遺伝子シグネチャーと比較するために構成されたプロセッサを含み、

前記遺伝子シグネチャーは、前記個人の生物学的サンプルを分析することにより得られ、前記遺伝子シグネチャーおよび前記あらかじめ採集された遺伝子シグネチャーの一一致により前記個人の識別が立証され、

前記あらかじめ採集された遺伝子シグネチャーは、それに関連付けられた1つ以上の医学的記録を有し、および

前記個人の識別が、前記遺伝子シグネチャーと前記1つ以上の医学的記録を関連付けることを許容するシステム。

(項目81)

前記1つ以上の医学的記録が、臨床検査試験結果である、項目80に記載の方法。

(項目82)

個人に安全な場所または機器へのアクセスを提供するシステムであって、前記システムは：

前記個人のあらかじめ採集された遺伝子シグネチャーを保存するために構成された記憶装置；および

前記個人の遺伝子シグネチャーを、記憶装置に保存されるあらかじめ採集された前記個人の遺伝子シグネチャーと比較するために構成されたプロセッサを含み、

前記遺伝子シグネチャーは、前記個人の生物学的サンプルを分析することにより得られ、前記遺伝子シグネチャーおよび前記あらかじめ採集された遺伝子シグネチャーの一一致が前記個人の識別を立証し、

、および

前記個人の立証された識別が、前記安全な場所または機器へのアクセスが許容された、1つ以上の識別の群に該当する場合に、前記個人に安全な場所または機器へのアクセスが提供されるシステム。

(項目83)

システムが更に：

被験者の少なくとも1つの核酸分子を含むことが疑われる生物学的サンプルを得るために構成されたサンプル収集ユニット；および

少なくとも1つの核酸分子から遺伝子シグネチャーを生成するために構成されたシグネチャー生成器を更に含み、前記遺伝子シグネチャーが、前記被験者の識別を示す、項目82に記載のシステム。

(項目84)

個人の識別を検証するためのシステムであって、前記システムは：

前記個人のあらかじめ採集された遺伝子シグネチャーおよびあらかじめ採集されたプロテオーム・シグネチャーを保存するために構成された1つ以上の記憶装置；および

前記個人の遺伝子シグネチャーをあらかじめ採集された遺伝子シグネチャーと比較し、および前記個人のプロテオーム・シグネチャーをあらかじめ採集された前記個人のプロテオーム・シグネチャーと比較するために構成されたプロセッサを含み；

前記遺伝子シグネチャーおよび前記プロテオーム・シグネチャーは、ポイント・オブ・サービスの場所で提供された前記個人の1つ以上の生物学的サンプルを分析することにより得られ、および

前記遺伝子シグネチャーおよび前記あらかじめ採集された遺伝子シグネチャー、および前記プロテオーム・シグネチャーおよび前記あらかじめ採集されたプロテオーム・シグネチャーの変化の程度が、許容範囲に該当する場合に、前記個人の識別が立証されるシステム。

(項目85)

記録を集約する方法であって、前記方法は：

1人以上の被験者に関する1つ以上の個人の記録を保存する第一の記憶装置を含む第一の記録システムを含み、個々の記録は、前記個々の被験者の少なくとも1つのタイプの個人情報に関連付けられる個々の被験者の遺伝子シグネチャーを含み；

1人以上の被験者に関する1つ以上の記録を含む第二の記憶装置を含む第二の記録システムを含み、個々の記録は、前記個々の被験者の少なくとも1つのタイプの個人情報に関連付けられる個々の被験者の遺伝子シグネチャーを含み；および

前記第一の記録システムの遺伝子シグネチャーおよび前記第二の記録システムの遺伝子シグネチャーを比較するために構成されたプロセッサを含み、

前記第一の記録システムの遺伝子シグネチャーおよび前記第二の記録システムの遺伝子シグネチャーが同一であれば、前記プロセッサが、前記第一および第二の記録システムの記録を関連付け、それにより前記複数の記録を集約する方法。

(項目86)

前記個人情報が、個人の名前、誕生日、住所、電話番号、電子メールアドレス、医学的記録、財務的記録、または支払者記録の1つ以上を含む、項目85に記載の記録集約システム。

(項目87)

前記遺伝子シグネチャーが、前記個人から採取された、生物学的サンプルの配列が決定された部分のハッシュを含む、項目85または86のいずれか1つに記載の記録集約システム。

(項目88)

個々の被験者の記録に対する一意的識別子を有するデータレポジトリを生成するシステムであって、前記システムは：

少なくとも1つの核酸分子から遺伝子シグネチャーを生成するために構成されたシグネチャーアンプルを含み、前記遺伝子シグネチャーは、前記被験者の識別を示し；

前記遺伝子シグネチャーを被験者の少なくとも1つの記録と関連付けるために構成されたプロセッサを含み；

前記遺伝子シグネチャーは前記被験者の一意的識別子であり；および

前記遺伝子シグネチャーおよび前記記録を保存するために構成された、1つ以上のデータベースを含み、前記遺伝子シグネチャーが、前記1つ以上のデータベースにおいて、前記記録の索引であるシステム。

(項目89)

被験者の、少なくとも1つの核酸分子を含むことが疑われる、生物学的サンプルを得るために構成されたサンプル収集ユニットを更に含む、項目88に記載のシステム。

(項目90)

前記記録が、医学的記録であり、および前記データレポジトリが、ヘルスケアシステムにおいて用いられる、項目88または89に記載のシステム。

(項目91)

前記記録が財務的記録であり、および前記データレポジトリが、銀行取引において利用される、項目88または89に記載のシステム。

(項目92)

個々の被験者の医学的記録のためのデータレポジトリを生成するための方法を実行するための、機械により実行可能なコードを含む、有形のコンピュータ可読媒体であって、前記方法は：

プロセッサを用いて、被験者の遺伝子シグネチャーを被験者の少なくとも1つの記録と関連付けすることを含み、前記遺伝子シグネチャーは(i)少なくとも1つの被験者の核酸分子を含む生物学的サンプルを取得すること、および(ii)前記少なくとも1つの核酸分子から、遺伝子シグネチャーを生成させることにより取得され、前記遺伝子シグネチャーは前記被験者の識別を示し；および

個々の被験者の記録のためのデータレポジトリを作成するために、前記遺伝子シグネチャーおよび前記記録を1つ以上のデータベースに保存することを含む方法。

(項目93)

前記記録が医学的または財務的施設の記録である、項目92に記載の有形のコンピュータ可読媒体。

(項目94)

前記遺伝子シグネチャーが、前記生物学的サンプルの配列が決定された部分のハッシュを含む、項目92または93に記載の有形のコンピュータ可読媒体。

(項目95)

前記被験者の記録が、前記被験者の名前、誕生日、住所、電話番号、電子メールアドレス、検体レベル、財務的記録、または支払者記録の1つ以上を含む、項目92～94のいずれか1つに記載の、有形のコンピュータ可読媒体。

(項目96)

前記1つ以上のデータベースが、クラウドコンピューティングに基づくインフラストラクチャーを有する、項目92～95のいずれか1つに記載の、有形のコンピュータ可読媒体。

(項目97)

前記1つ以上のデータベースが、前記遺伝子シグネチャーを前記少なくとも1つの医学的

記録に対して一意的識別子として用いる、項目92～96のいずれか1つに記載の、有形のコンピュータ可読媒体。

(項目98)

前記少なくとも1つの医学的記録が前記被験者のプロテオーム情報である、項目97に記載の、有形のコンピュータ可読媒体。

(項目99)

前記1つ以上のデータベースが、前記遺伝子シグネチャーを前記少なくとも1つの財務的施設の記録に対して一意的識別子として用いる、項目92～96のいずれか1つに記載の、有形のコンピュータ可読媒体。

(項目100)

個人の識別を検証するための方法を実行するための、機械により実行可能なコードを含む、有形のコンピュータ可読媒体であって、前記方法は：

プロセッサの支援により、前記個人の遺伝子シグネチャーを、記憶装置に保存される前記個人のあらかじめ採集された遺伝子シグネチャーと比較することを含み、

前記遺伝子シグネチャーは、ポイント・オブ・サービスの場所で提供された前記個人の生物学的サンプルを分析することにより得られ、

前記ポイント・オブ・サービスの場所は、前記個人からの生物学的サンプルを受け取るために、および前記遺伝子シグネチャーを発生させるために、前記サンプルを処理するために構成されたサンプル処理機器を含み、および

前記遺伝子シグネチャーおよび前記あらかじめ採集された遺伝子シグネチャーの一一致が前記個人の識別を立証する方法。

(項目101)

前記プロセッサおよび前記記憶装置は同じ機器の部分である、項目100に記載の有形のコンピュータ可読媒体。

(項目102)

前記プロセッサおよび前記記憶装置は同じ機器の部分ではない、項目100に記載の有形のコンピュータ可読媒体。

(項目103)

前記記憶装置が、クラウドコンピューティングに基づくインフラストラクチャーを有する、項目100～102のいずれか1つに記載の、有形のコンピュータ可読媒体。

(項目104)

前記あらかじめ採集された遺伝子シグネチャーが、前記個人の少なくとも1つの医学的記録に関連付けられる、項目100～103のいずれか1つに記載の、有形のコンピュータ可読媒体。

(項目105)

前記あらかじめ採集された遺伝子シグネチャーが、前記個人の少なくとも1つの財務的記録に関連付けられる、項目100～103のいずれか1つに記載の、有形のコンピュータ可読媒体。

(項目106)

前記個人の識別が以下の1つ以上を受け取るか、または提供するために検証される、項目100～105のいずれか1つに記載の有形のコンピュータ可読媒体：ヘルスケア、銀行取引、大使館、電子商取引、私的なまたは公的な輸送サービス、建造物の警備、場所へのアクセス、または機器へのアクセス。

(項目107)

個人の識別を検証するための方法を実行するための、機械により実行可能なコードを含む、有形のコンピュータ可読媒体であって、前記方法は：

プロセッサの支援により、前記個人の遺伝子シグネチャーを、記憶装置に保存される前記個人のあらかじめ採集された遺伝子シグネチャーと比較することを含み、

前記遺伝子シグネチャーは、前記個人の生物学的サンプルを分析することにより得られ、前記個人からの生物学的サンプルの採集から、前記遺伝子シグネチャーの前記あらかじめ

採集された遺伝子シグネチャーとの比較の完了までの時間が24時間未満であり、および前記遺伝子シグネチャーおよび前記あらかじめ採集された遺伝子シグネチャーの一致が前記個人の識別を立証する方法。

(項目108)

前記プロセッサおよび前記記憶装置は同じ機器の部分である、項目107に記載の有形のコンピュータ可読媒体。

(項目109)

前記プロセッサおよび前記記憶装置は同じ機器の部分ではない、項目107に記載の有形のコンピュータ可読媒体。

(項目110)

前記記憶装置が、クラウドコンピューティングに基づくインフラストラクチャーを有する、項目107～109のいずれか1つに記載の有形のコンピュータ可読媒体。

(項目111)

前記あらかじめ採集された遺伝子シグネチャーが、前記個人の少なくとも1つの医学的記録と関連付けられる、項目107～110のいずれか1つに記載の有形のコンピュータ可読媒体。

(項目112)

前記あらかじめ採集された遺伝子シグネチャーが、前記個人の少なくとも1つの財務的記録と関連付けられる、項目107～110のいずれか1つに記載の有形のコンピュータ可読媒体。

(項目113)

前記個人の識別が以下の1つ以上を受け取るか、または提供するために検証される、項目107～111のいずれか1つに記載の有形のコンピュータ可読媒体：ヘルスケア、銀行取引、大使館、電子商取引、私的なまたは公的な輸送サービス、建造物の警備、場所へのアクセス、または機器へのアクセス。

(項目114)

個人の識別を検証するための方法を実行するための、機械により実行可能なコードを含む、有形のコンピュータ可読媒体であって、前記方法は：

プロセッサの支援により、前記個人の遺伝子シグネチャーを、記憶装置に保存される前記個人のあらかじめ採集された遺伝子シグネチャーと比較することを含み、

前記遺伝子シグネチャーは、ポイント・オブ・サービスの場所で提供された前記個人の生物学的サンプルを分析することにより得られ、

前記遺伝子シグネチャーおよび前記あらかじめ採集された遺伝子シグネチャーの一致が前記個人の識別を立証し、

前記あらかじめ採集された遺伝子シグネチャーは、それに関連付けられた1つ以上の医学的記録を有し、および

前記個人の識別の立証が、前記遺伝子シグネチャーと前記1つ以上の医学的記録の関連付けを許容する方法。

(項目115)

前記1つ以上の医学的記録が、臨床検査試験結果である、項目114に記載の、有形のコンピュータ可読媒体

(項目116)

個人の識別を検証するための方法を実行するための、機械により実行可能なコードを含む、有形のコンピュータ可読媒体であって、前記方法は：

プロセッサの支援により、

前記個人の遺伝子シグネチャーを、記憶装置に保存される前記個人のあらかじめ採集された遺伝子シグネチャーと比較すること、および

前記個人のプロテオーム・シグネチャーを、記憶装置に保存される前記個人のあらかじめ採集されたプロテオーム・シグネチャーと比較することを含み、

前記遺伝子シグネチャーおよび前記プロテオーム・シグネチャーは、1つ以上のポイント

・オブ・サービスの場所で提供された前記個人の生物学的サンプルを分析することにより得られ、

前記遺伝子シグネチャーおよび前記あらかじめ採集された遺伝子シグネチャーの間の一一致、および

前記プロテオーム・シグネチャーおよび前記あらかじめ採集されたプロテオーム・シグネチャーの間の変化の程度が、許容範囲に該当する場合に、前記個人の識別が立証される方法。

(項目117)

複数の記録を集約するための方法を実行する、機械により実行可能なコードを含む、有形のコンピュータ可読媒体であって、前記方法は：

1人以上の被験者に関する1つ以上の個人の記録を保存する第一の記憶装置を含む第一の記録システムを提供すること含み、個々の記録は、前記個々の被験者の少なくとも1つのタイプの個人情報に関連付けられる個々の被験者の遺伝子シグネチャーを含み；

1人以上の被験者に関する1つ以上の記録を含む第二の記憶装置を含む第二の記録システムを提供すること含み、個々の記録は、前記個々の被験者の少なくとも1つのタイプの個人情報に関連付けられる個々の被験者の遺伝子シグネチャーを含み；および

プロセッサを用いて、前記第一の記録システムの遺伝子シグネチャーおよび前記第二の記録システムの遺伝子シグネチャーを比較することを含み、

前記第一の記録システムの遺伝子シグネチャーおよび前記第二の記録システムの遺伝子シグネチャーが同一であれば、前記プロセッサが、前記第一および第二の記録システムの記録を関連付け、それにより前記複数の記録を集約する方法。

(項目118)

前記個人情報が、前記個人の名前、誕生日、住所、電話番号、電子メールアドレス、医学的記録、財務的記録または支払者記録の1つ以上のを含む、項目117に記載の有形のコンピュータ可読媒体

(項目119)

前記遺伝子シグネチャーが、前記生物学的サンプルの配列が決定された部分のハッシュを含む、項目117または118に記載の有形のコンピュータ可読媒体。

(項目120)

個々の被験者の記録を有する一意的識別子を有するデータレポジトリを作成する方法を実行するための機械により実行可能なコードを含む有形のコンピュータ可読媒体であって、前記方法は：

プロセッサを用いて、被験者の遺伝子シグネチャーを被験者の少なくとも1つの記録と関連付けることを含み、前記遺伝子シグネチャーは前記被験者の一意的識別子であり、および前記遺伝子シグネチャーは(i)少なくとも1つの被験者の核酸分子を含む生物学的サンプルを取得すること、および(ii)前記少なくとも1つの核酸分子から遺伝子シグネチャー生成することにより得られ、前記遺伝子シグネチャーは、前記被験者の識別を示し；

前記遺伝子シグネチャーおよび前記記録を1つ以上のデータベースに保存することを含み；および

前記遺伝子シグネチャーを、前記1つ以上のデータレポジトリ中の記録へのアクセスを提供する索引として使用することを含む方法。

(項目121)

前記記録が、医学的記録であり、および前記データレポジトリが、ヘルスケアシステムで利用される、項目120に記載の有形のコンピュータ可読媒体。

(項目122)

前記記録が、財務的記録であり、および前記データレポジトリが、銀行取引システムで利用される、項目120に記載の有形のコンピュータ可読媒体。

(項目123)

前記サンプル処理機器が、更にサンプル処理ユニット、検出ユニット、または送信ユニッ

トの少なくとも 1 つを含む、項目 5 ~ 1 5 のいずれか 1 つに記載の方法。

(項目 1 2 4 )

前記サンプル処理機器が、更にサンプル処理ユニット、検出ユニット、または送信ユニットの少なくとも 2 つを含む、項目 5 ~ 1 5 のいずれか 1 つに記載の方法。

(項目 1 2 5 )

前記サンプル処理機器が、更にサンプル処理ユニット、検出ユニット、および送信ユニットを含む、項目 5 ~ 1 5 のいずれか 1 つに記載の方法。

(項目 1 2 6 )

前記サンプル処理機器が、サンプル収集ユニット、サンプルの処理ユニット、検出ユニット、または送信ユニットの少なくとも 1 つを含む、項目 1 6 ~ 2 5 のいずれか 1 つに記載の方法。

(項目 1 2 7 )

前記サンプル処理機器が、サンプル収集ユニット、サンプルの処理ユニット、検出ユニット、または送信ユニットの少なくとも 2 つを含む、項目 1 6 ~ 2 5 のいずれか 1 つに記載の方法。

(項目 1 2 8 )

前記サンプル処理機器が、サンプル収集ユニット、サンプル処理ユニット、検出ユニット、または送信ユニットの少なくとも 3 つを含む、項目 1 6 ~ 2 5 のいずれか 1 つに記載の方法。

(項目 1 2 9 )

前記サンプル処理機器が、サンプル収集ユニット、サンプル処理ユニット、検出ユニット、または送信ユニットを含む、項目 1 6 ~ 2 5 のいずれか 1 つに記載の方法。

(項目 1 3 0 )

サンプル収集ユニット、サンプルの処理ユニット、検出ユニット、または送信ユニットの少なくとも 1 つを含む機器の中で、前記生物学的サンプル処理される、項目 2 6 ~ 4 3、または 4 7 ~ 4 9 のいずれか 1 つに記載の方法。

(項目 1 3 1 )

サンプル収集ユニット、サンプルの処理ユニット、検出ユニット、または送信ユニットの少なくとも 2 つを含む機器の中で、前記生物学的サンプル処理される、項目 2 6 ~ 4 3、または 4 7 ~ 4 9 のいずれか 1 つに記載の方法。

(項目 1 3 2 )

サンプル収集ユニット、サンプルの処理ユニット、検出ユニット、または送信ユニットの少なくとも 3 つを含む機器の中で、前記生物学的サンプル処理される、項目 2 6 ~ 4 3、または 4 7 ~ 4 9 のいずれか 1 つに記載の方法。

(項目 1 3 3 )

サンプル収集ユニット、サンプルの処理ユニット、検出ユニット、または送信ユニットを含む機器の中で、前記生物学的サンプル処理される、項目 2 6 ~ 4 3、または 4 7 ~ 4 9 のいずれか 1 つに記載の方法。

(項目 1 3 4 )

前記サンプルの処理ユニットが核酸増幅ユニットを含む、項目 1 2 3 ~ 1 3 3 のいずれか 1 つに記載の方法。

(項目 1 3 5 )

前記ユニットが筐体に封入される、項目 1 2 3 ~ 1 3 4 のいずれか 1 つに記載の方法。

(項目 1 3 6 )

前記機器が、核酸増幅がその中で遂行される、サンプルの処理ユニットを更に含む、項目 5 4 ~ 6 2 のいずれか 1 つに記載の方法。

(項目 1 3 7 )

検出ユニットおよび送信ユニットの少なくとも 1 つを更に含む、項目 1 3 6 に記載の方法。

(項目 1 3 8 )

検出ユニットおよび送信ユニットを更に含む、項目136に記載の方法。

(項目139)

前記サンプル収集ユニットが前記サンプル処理機器と一体化される、項目63～72のいずれか1つに記載の方法。

(項目140)

前記サンプル収集ユニットが前記サンプル処理機器と一体化されない、項目63～72のいずれか1つに記載の方法。

(項目141)

前記サンプル処理機器が、サンプル処理ユニット、検出ユニット、または送信ユニットの少なくとも1つを更に含む、項目139または140に記載のシステム。

(項目142)

前記サンプル処理機器が、サンプル処理ユニット、検出ユニット、または送信ユニットの少なくとも2つを更に含む、項目139または140に記載のシステム。

(項目143)

前記サンプル処理機器が、サンプル処理ユニット、検出ユニット、および送信ユニットを更に含む、項目139または140に記載のシステム。

(項目144)

前記システムが更にサンプル処理機器を含み、前記サンプル処理機器は、サンプル収集ユニット、サンプルの処理ユニット、検出ユニット、または送信ユニットの少なくとも1つを含む、項目73～91のいずれか1つに記載の方法。

(項目145)

前記システムが更にサンプル処理機器を含み、前記サンプル処理機器は、サンプル収集ユニット、サンプルの処理ユニット、検出ユニット、または送信ユニットの少なくとも2つを含む、項目73～91のいずれか1つに記載の方法。

(項目146)

前記システムが更にサンプル処理機器を含み、前記サンプル処理機器は、サンプル収集ユニット、サンプルの処理ユニット、検出ユニット、または送信ユニットの少なくとも3つを含む、項目73～91のいずれか1つに記載の方法。

(項目147)

前記システムが更にサンプル処理機器を含み、前記サンプル処理機器は、サンプル収集ユニット、サンプルの処理ユニット、検出ユニット、および送信ユニットを含む、項目73～91のいずれか1つに記載の方法。

(項目148)

前記サンプルの処理ユニットが、核酸増幅ユニットを含む、項目136～147のいずれか1つに記載の方法。

(項目149)

前記ユニットが筐体中に封入される、項目136～148のいずれか1つに記載の方法。